

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年9月20日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等 ▼
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山口県
3. 市区町村名	山口市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 独自利用事務の対象者	ひとり親家庭等の母子又は父子
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	平成27年12月18日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有 ▼
9. 評価書番号	26
10. 保護評価書の名称	ひとり親家庭医療費助成関係事務 基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hi_no=&kk_name=%E5%B1%B1%E5%8F%A3%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=27&opn_date_from_month=6&opn_date_from_day=6&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=9&opn_date_to_day=6&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
12. 委任関係	▼

執行機関名 山口市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	山口市ひとり親家庭医療費助成要綱(平成17年10月1日制定)によるひとり親家庭等の母子又は父子の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	56	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	81	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年山口市条例第61号)別表第1の3の項 山口市ひとり親家庭医療費助成要綱(平成17年10月1日制定)によるひとり親家庭等の母子又は父子の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)第1条	山口市ひとり親家庭医療費助成要綱(平成17年10月1日制定)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(父又は母と生計を同じくしていない児童)が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の(福祉の増進)を図ることを目的とする。	この要綱は、(ひとり親家庭等の母子又は父子)の医療費の一部を助成することにより、当該母子又は父子の保健の向上に寄与し、その生活の安定と(福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		山口市ひとり親家庭医療費助成要綱(平成17年10月1日制定)